

区長報告第三号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき、港区特別区税条例の一部を改正する条例を令和八年三月三十一日次のとおり処分したので、同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

令和八年六月十六日

港区長 清 家 愛

港区特別区税条例の一部を改正する条例

港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第三十六条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第一項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十六条の二（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第三十七条第一項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「第三十六条第一項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第二項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第三十七条の三から第三十七条の八までを削る。

第三十八条（見出しを含む。）、第三十九条（見出しを含む。）、第四十一条（見出しを含む。）、第四十二条（見出しを含む。）及び第四十三条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第四十四条第二項中「第三十六条第三項ただし書」を「第三十六条第二項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第九項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第四十五条（見出しを含む。）及び第四十五条の二（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第五条の三から第五条の七までを削る。

付則第六条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「法第四百四十四条第三項に規定する」を「道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十条第一項後段の規定による」に、「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、「の種別割」を削り、同条第二項中「の種別割」を削り、同条第三項中「法第四百四十六条第一項第三号」を「同項」に改め、「及

び次項」及び「の種別割」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第四項とする。

付則第六条の二の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「から第四項まで」を「又は第三項」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「の種別割」を削る。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の港区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
（港区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

付則第五条第一項中「の種別割」を削る。